



三井住友・ 豪ドル債ファンド

三井住友・ 豪ドル債ファンド (年1回決算型)

追加型投信／海外／債券

Australia



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

三井住友・豪ドル債ファンド : (毎月決算型)
三井住友・豪ドル債ファンド(年1回決算型) : (年1回決算型)

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2026年5月29日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 18兆8,114億円(2026年5月29日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	債券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(毎月決算型)	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (債券、派生商品) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
(年1回決算型)		年1回			

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月30日に関東財務局長に提出しており、2026年7月31日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

外国投資信託に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して安定運用を行います。

ファンドの特色

1 他の投資信託への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

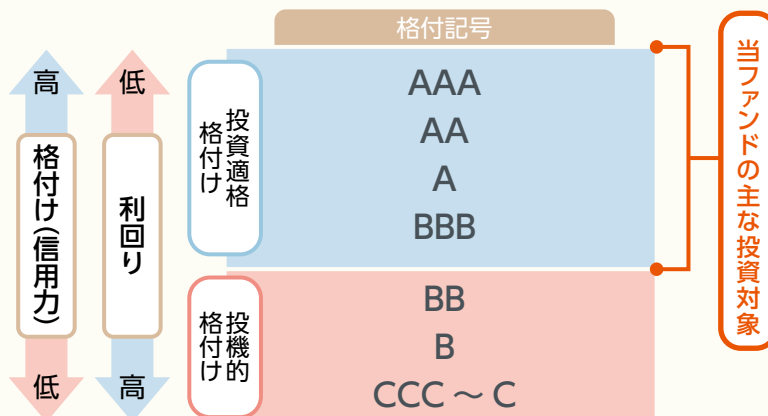
- 主としてオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはその関連派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）で運用します。
- 組入銘柄の債券格付けは、原則として、取得時においてBBB-相当以上とし、ポートフォリオの平均格付けはA-相当以上とします。



格付けとは

債券などの元本、利息支払いの確実性の度合いを示すものです。一般的に、格付けの高い債券ほど利回りは低く、格付けの低い債券ほど利回りは高くなります。

▶ 格付けのイメージ



※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります（以下同じ。）。

2 ブルームバークオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

- ブルームバークオーストラリア債券（総合）インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、ファンドのベンチマークは、同指数を、委託会社が独自に円換算したものです。



指数の著作権など

ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーク」と総称します。）は、委託会社の関係会社ではありません。

ブルームバークは、三井住友・豪ドル債ファンド／三井住友・豪ドル債ファンド（年1回決算型）を承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。

ブルームバークおよびブルームバークオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、委託会社に対してライセンスされています。ブルームバークは、ブルームバークオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

3

実質組入外貨建資産については、原則として円に対しての為替ヘッジを行いません。

- 投資信託を通じて実質的に組み入れるオーストラリアドル、ニュージーランドドル等の外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

4

(毎月決算型)と(年1回決算型)からご選択いただけます。

- (毎月決算型)は、原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 - (年1回決算型)は、原則として毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5

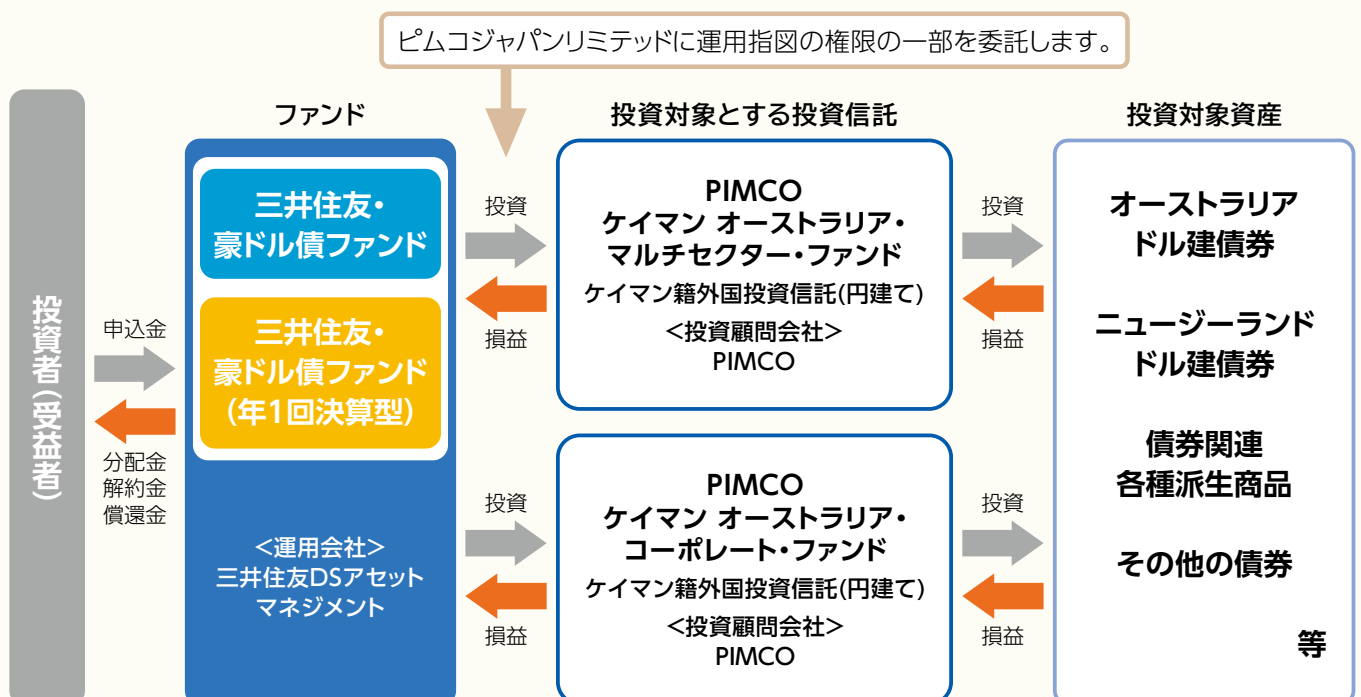
運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ファンドが投資対象とする投資信託は、米国の資産運用会社であるPIMCOが運用を行います。なお、ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

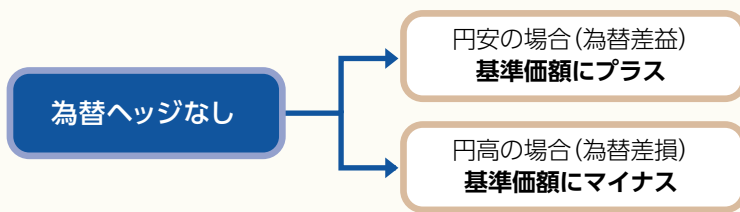
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

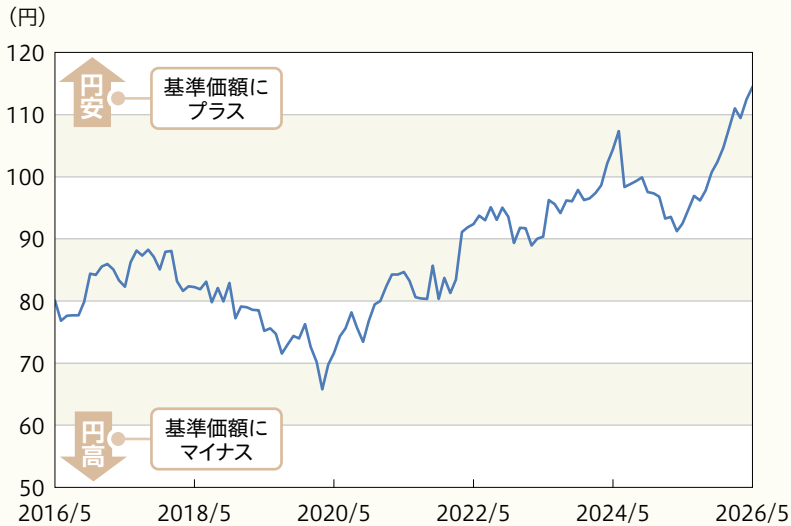


為替の影響について(為替ヘッジなし)



■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

[豪ドルの対円為替推移]



(注) 2016年5月末～2026年5月末
(出所) Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

〔 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO) の概要 〕

会 社 概 要	● PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に提供してまいりました。 ● 運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。 ● 米国最大級の債券ファンドを運用しています。
拠 点	米国をはじめ東京、シドニー、シンガポール、ロンドン、ミュンヘン、香港、サンパウロ等、世界24カ所に拠点を設けグローバルにビジネスを展開しています。
従 業 員 数	3,224名(うち運用プロフェッショナル282名)
運用資産残高	約361兆円(約2.27兆米ドル) (関係会社受託分を含む)

■ PIMCOは、国連の責任投資原則(PRI)に署名しています。

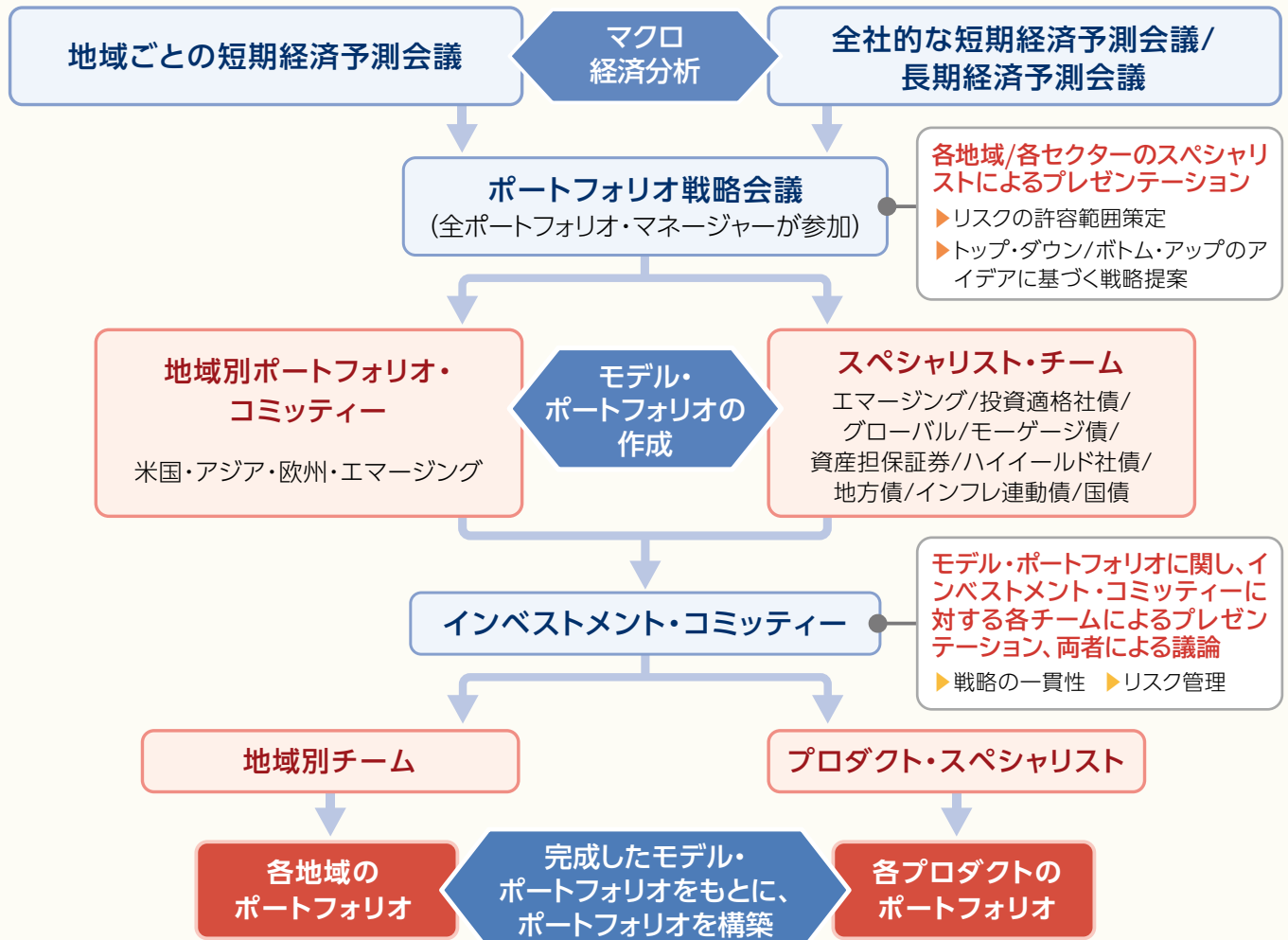
(注) 2026年3月末現在、運用資産残高は1米ドル=159.09円で円換算

〔 運用プロセス 〕

■ 投資対象とする外国投資信託の運用は、PIMCOが行います。

■ オーストラリアの債券運用チーム(ポートフォリオ・マネージャー3名*、平均運用経験19年*)が担当します。

*2026年3月末現在



※ 上記の運用プロセスは2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ピムコジャパンリミテッドの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

▶ (毎月決算型)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(毎月決算型)は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

▶ (年1回決算型)

- 年1回(原則として毎年11月5日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(年1回決算型)は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

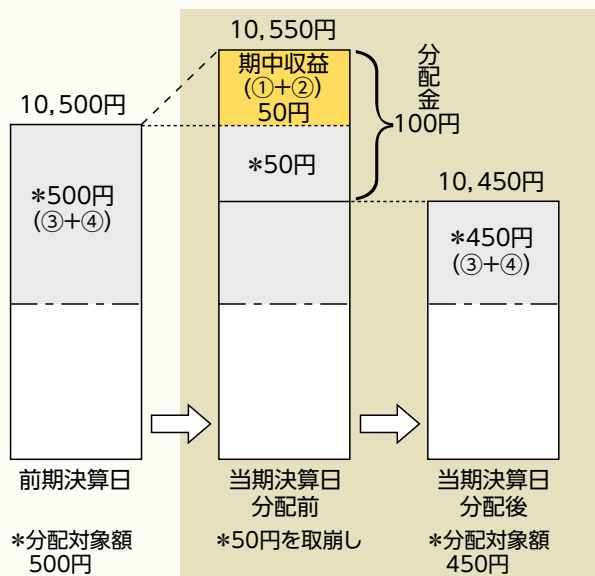


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

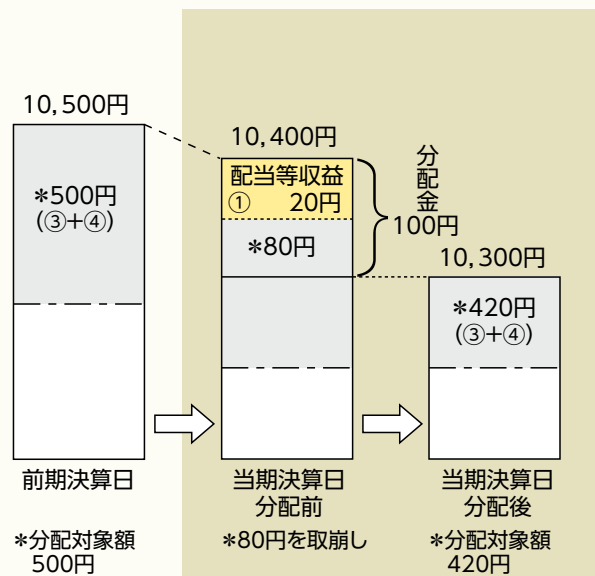
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

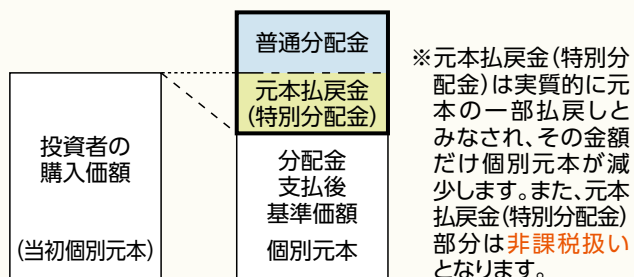


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

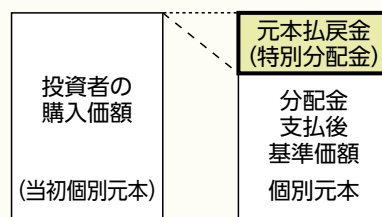
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2026年5月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド

▶PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド

※いずれの投資信託かを特定しない記載は両投資信託に共通です。

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	オーストラリアドル建て・ニュージーランドドル建ての債券、またはそれらの関連派生商品等
運 用 の 基 本 方 針	ベンチマークを上回ることを目指して運用を行います。 PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド - 通常、資産の70%以上をオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはそれらの関連派生商品等に投資します。 PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド - 通常、資産の70%以上をオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはそれらの関連派生商品等に投資します。また、通常、資産の60%を社債等に投資します。 - 投資する債券は、原則として、取得時において、BBB-相当以上とし、ポートフォリオの平均格付けはA-相当以上とします。 ※格付けは、主要格付機関のいずれかからの格付けによるものとし、いずれの主要格付機関からの格付けもないものについては、PIMCOが同等の信用度を認めたものに投資することができるものとします。 ※保有する債券が、格下げにより、上記の最低格付けを下回った場合は、当該銘柄を継続して保有することがあります。 - オーストラリアドル建て以外の資産については、少なくともその85%を対オーストラリアドルでヘッジします(外貨建資産の対円でのヘッジは行いません。)
ベ ン チ マ ー ク	PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド - ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円ベース) PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド - ブルームバーグオーストラリア債券(Credit)インデックス(円ベース)
主 な 投 資 制 限	- 株式関連証券への投資は、転換社債、優先株を除き行いません。 - 同一銘柄または同一発行者にかかる証券への投資割合は、政府系証券を除き、取得時において、総資産額の10%以下とします。 - エマージングマーケットへの投資割合は、取得時において、総資産額の10%以下とします。 - 非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。
分 配 方 針	毎月、分配を行う方針です。
運 用 管 理 費 用	ありません。
そ の 他 の 費 用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



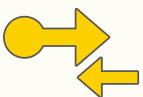
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

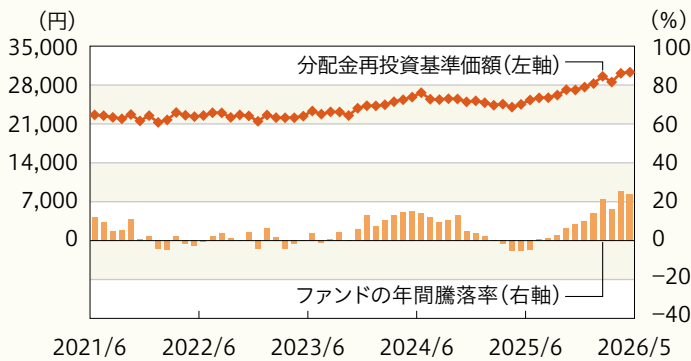
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年6月～2026年5月

分配金再投資基準価額：
2021年6月～2026年5月

■(毎月決算型)



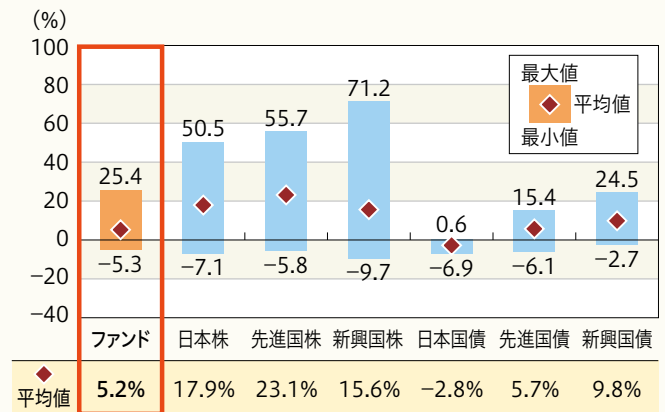
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年6月～2026年5月

他の資産クラス：
2021年6月～2026年5月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

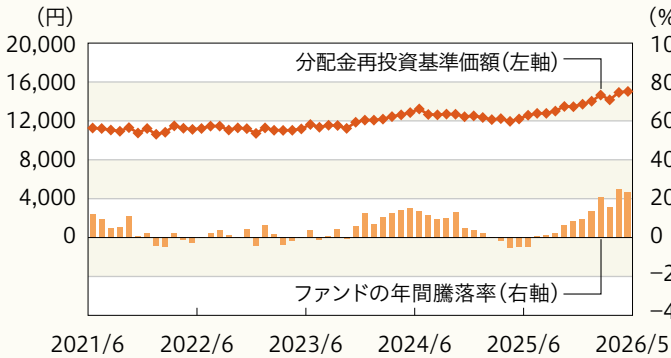
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年6月～2026年5月

分配金再投資基準価額：
2021年6月～2026年5月

■(年1回決算型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

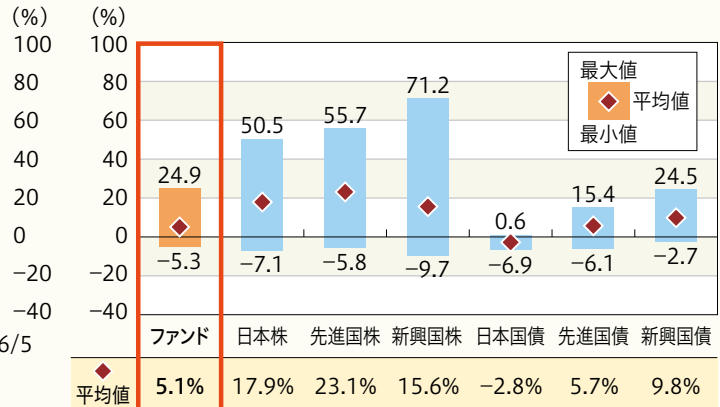
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年6月～2026年5月

他の資産クラス：
2021年6月～2026年5月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(TOPIX(東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

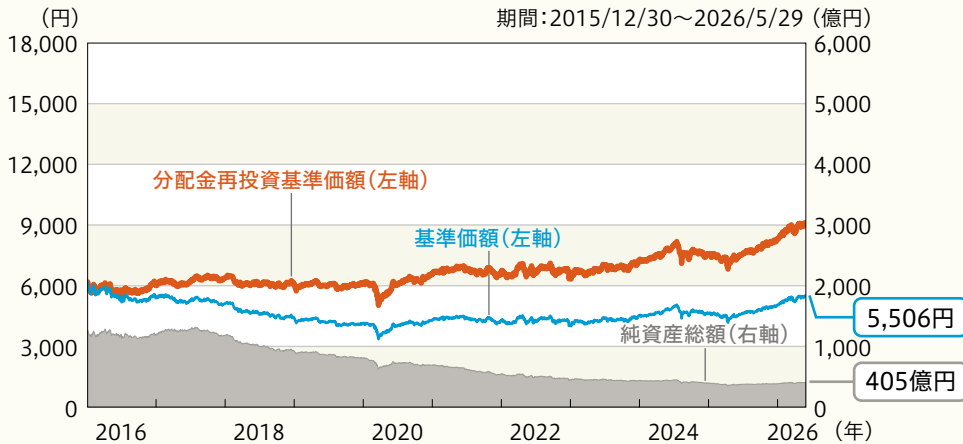
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■(毎月決算型)



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

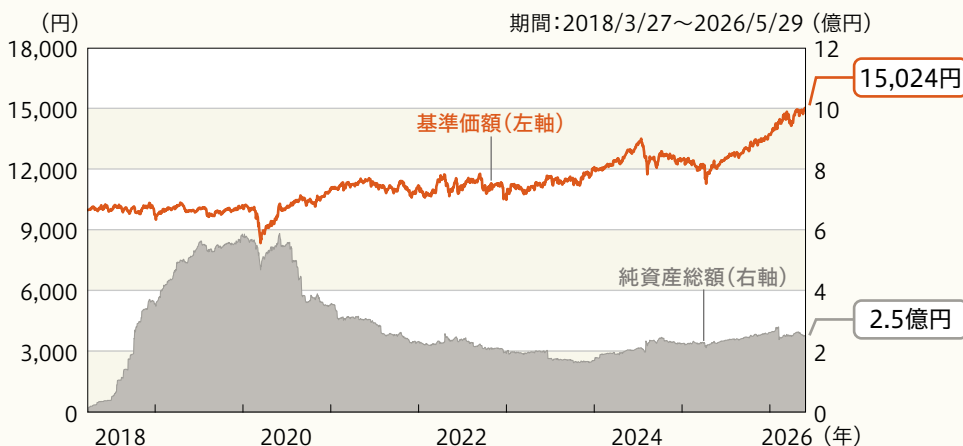
分配の推移

決算期	分配金
2026年 5 月	5円
2026年 4 月	5円
2026年 3 月	5円
2026年 2 月	5円
2026年 1 月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	12,605円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

■(年1回決算型)



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年11月	0円
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■(毎月決算型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	98.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.48
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド	78.46
ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド	20.06

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■(年1回決算型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.19
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

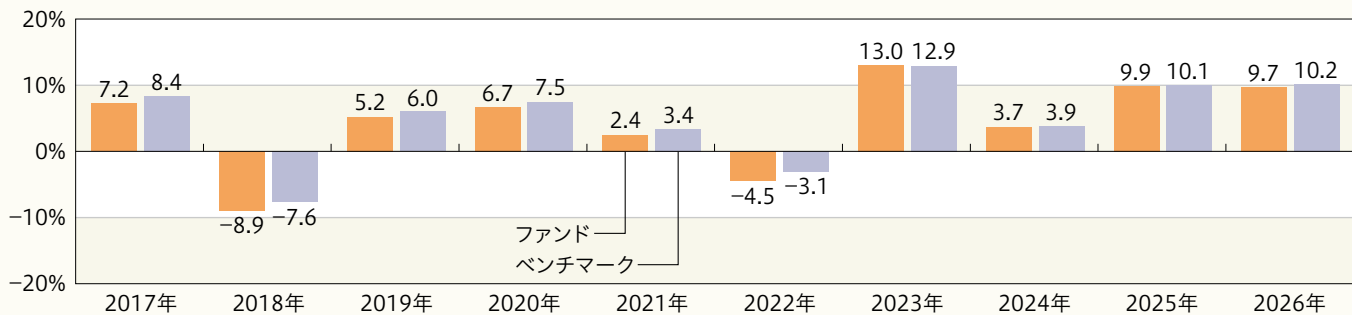
国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・マルチセクター・ファンド	79.13
ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン オーストラリア・コーポレート・ファンド	17.68

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

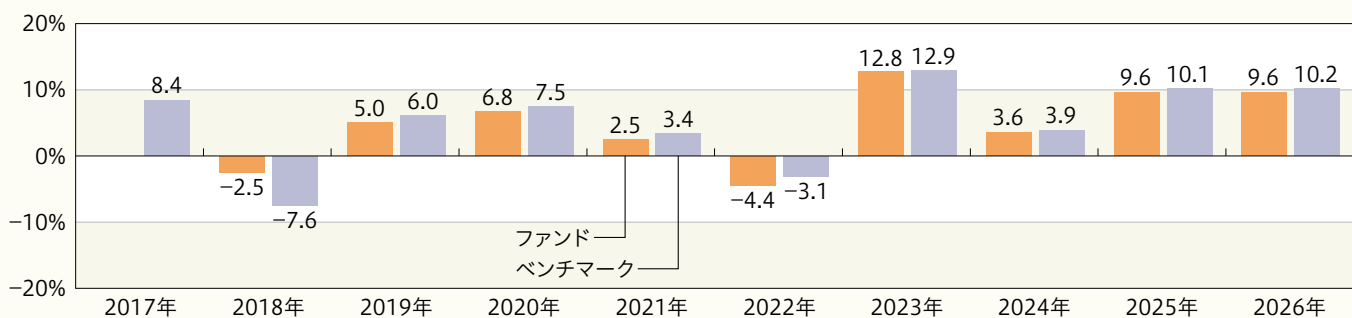
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■(毎月決算型)



■(年1回決算型)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※(年1回決算型)において、ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース))は、豪ドルベースのブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスを委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、(毎月決算型) および (年1回決算型) の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年7月31日から2027年2月2日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● オーストラリアの取引所の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決 算 日	(毎月決算型) 毎月5日(休業日の場合は翌営業日) (年1回決算型) 毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	(毎月決算型) 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) (年1回決算型) 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) (共通) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	(毎月決算型) 無期限(2003年6月16日設定) (年1回決算型) 無期限(2018年3月27日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	(毎月決算型) 毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 (年1回決算型) 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。 (毎月決算型) 豪ドル債 (年1回決算型) 豪ドル年1
課 税 関 係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 2.75% (税抜き2.5%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.353%(税抜き1.23%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、(毎月決算型)については毎計算期末または信託終了のときに、(年1回決算型)については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.63%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.57%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。 ※当ファンドが投資対象とする投資信託では、運用管理費用は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。 ※委託会社の報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(上限年0.55%(税抜き0.5%))が含まれております。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.63%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.57%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.63%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.57%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・ 手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2026年5月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間((毎月決算型):2025年11月6日～2026年5月7日、(年1回決算型):2024年11月6日～2025年11月5日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
(毎月決算型)	1.35%	1.35%	0.00%
(年1回決算型)	1.36%	1.35%	0.01%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

目論見書補完書面(投資信託)
(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

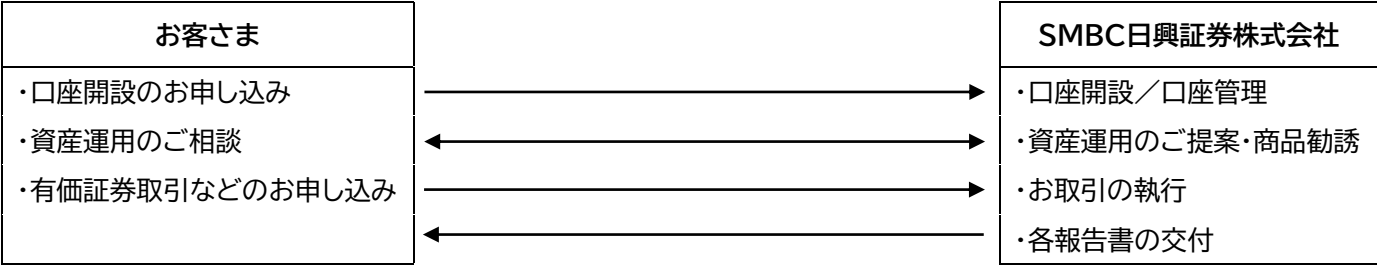
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9205、9206>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	三井住友・豪ドル債ファンド								
	三井住友・豪ドル債ファンド(年1回決算型)								
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>1.1% (税抜 1.0%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr><tr><td>5 億円以上</td><td>なし</td></tr></table> ※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	1.1% (税抜 1.0%)	1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)	5 億円以上	なし
お申込代金/金額	手数料率								
1 億円未満	1.1% (税抜 1.0%)								
1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)								
5 億円以上	なし								
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。								

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当社は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9205、9206>

・2026 年 3 月末時点において、当社の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当社は同社と人的関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係のある同社の収益となります。

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $\text{お申込手数料} = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

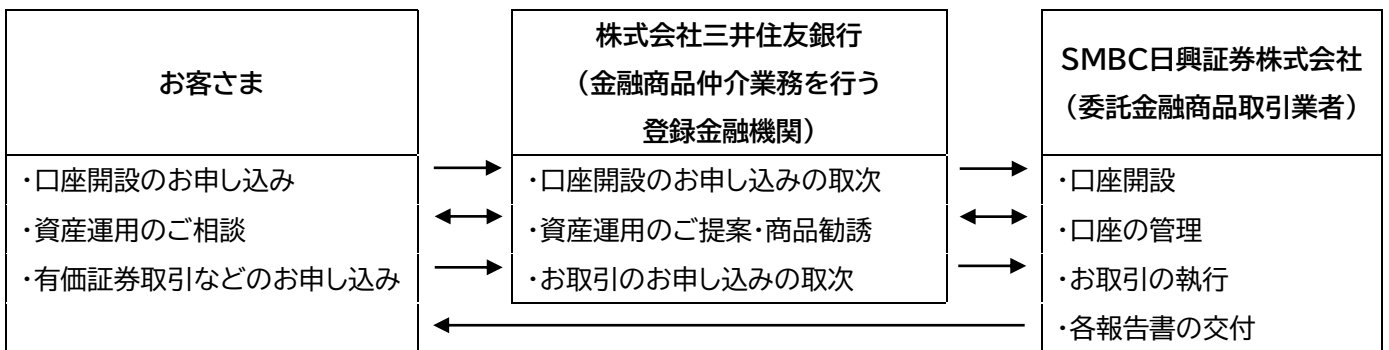
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



＜金融商品仲介業務を行う登録金融機関＞株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9205、9206>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	三井住友・豪ドル債ファンド								
	三井住友・豪ドル債ファンド(年1回決算型)								
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td><td>1.1% (税抜 1.0%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr> <tr> <td>5 億円以上</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	1.1% (税抜 1.0%)	1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)	5 億円以上	なし
お申込代金/金額	手数料率								
1 億円未満	1.1% (税抜 1.0%)								
1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.5%)								
5 億円以上	なし								
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。								

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社および当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社とそれぞれ資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある両社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社または三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は両社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある両社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 9205、9206>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

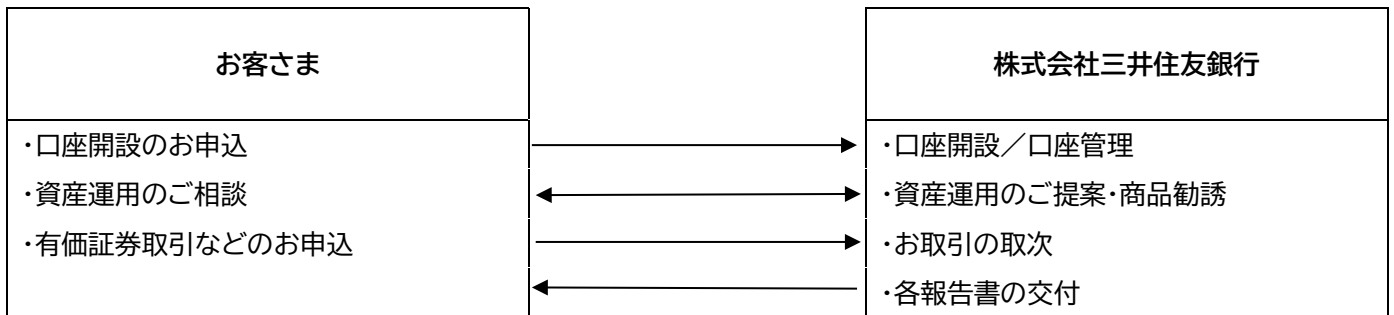
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	三井住友・豪ドル債ファンド							
	三井住友・豪ドル債ファンド(年1回決算型)							
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金 $\llcorner$ 購入金額(購入価額[1口当たり] $\times$ 購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額 $\gg$ に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。							
	<table><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>1.10% (税抜 1.00%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr><tr><td>5 億円以上</td><td>なし</td></tr></table>	購入代金	手数料率	1 億円未満	1.10% (税抜 1.00%)	1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.50%)	5 億円以上
購入代金	手数料率							
1 億円未満	1.10% (税抜 1.00%)							
1 億円以上 5 億円未満	0.55% (税抜 0.50%)							
5 億円以上	なし							
※スイッチングによるお申込の場合のお申込手数料は無料とします。 ※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。								
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。							

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行は、当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

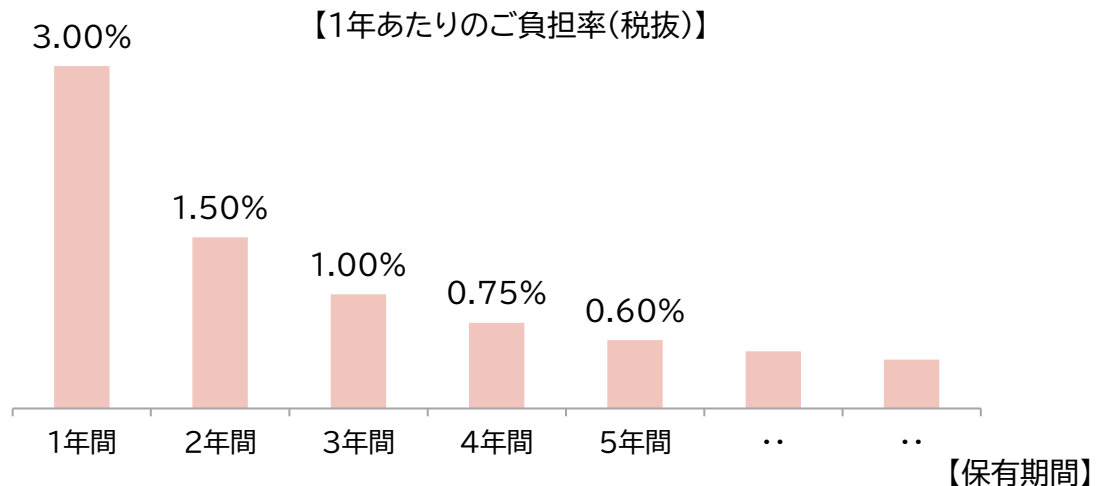
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:20 万円以上 1 円単位 追加購入の場合:1 万円以上 1 円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 スイッチングの場合:1円以上1円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1 円以上 1 円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落としします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 ※スイッチングの場合、購入代金の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。